

2013年2月14日

関係各位

野村アセットマネジメント株式会社



**野村アセットマネジメント、  
日本株高配当指数を連動対象とするETF(上場投信)を新規設定  
～3月7日に東京証券取引所へ上場予定～**

野村アセットマネジメント株式会社(CEO兼執行役会長兼社長:岩崎俊博)は、日本株高配当利回り銘柄に集中投資する指数を連動対象とするETFを新たに設定すると発表した。

同社が設定するのは、「NEXT FUNDS野村日本株高配当70連動型上場投信」(愛称「日本株高配当70ETF」、銘柄コード:1577、以下「本ETF」)で、国内金融商品取引所に上場するすべての普通株式(不動産投資信託を含まない)のうち、今期予想配当利回りが高い、原則70銘柄で構成される等金額型の株価指数「野村日本株高配当70」への連動を目指す運用を行う。設定は3月5日を予定している。

本ETFは本日、東京証券取引所より上場承認を受けた。上場予定日は3月7日で、同日より全国の証券会社を通じて取引所での売買が可能となる。上場当初の最低投資金額は1万5千円程度(1口単位)となる見込みである。

本ETFの設定、上場により、同社が運用するETF「NEXT FUNDS」は、合計40本となる。

※「NEXT FUNDS」は、同社が運用するETFシリーズの統一ブランド。「NEXT FUNDS」の名称は、「野村のETF(上場投資信託)」を意味する「Nomura Exchange Traded FUNDS」の頭文字であるとともに、「次世代のファンド」のラインナップを展開していく意図を表している。

※本ETFの詳細に関しては、有価証券届出書または目論見書を参照のこと。

以上

この資料は、「NEXT FUNDS野村日本株高配当70連動型上場投信」(愛称「日本株高配当70ETF」)の概要をご説明するために作成したご参考用資料であり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。投資に際しては、投資家皆さまのご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

野村アセットマネジメント株式会社は、本ETFについて、直接、投資家の皆さまのお申込みを承っておりません。本ETFへの投資にあたっては、最寄りの取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)に口座を開設になり、お申込みください。

#### ■野村日本株高配当70の著作権等について

野村日本株高配当70は、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用される当ETFの運用成果等に関し一切責任を負いません。

#### ■本ETFに係るリスクについて

本ETFの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### ■本ETFに係る手数料等について

##### <売買手数料>

市場を通して投資される場合、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買手数料がかかり、約定金額とは別にご負担いただきます(取扱会社毎に手数料率が異なりますので、その上限額を表示することができません)。

##### <信託報酬>

以下の①と②の合計額が、お客さまの保有期間に応じてかかります。

- ① 純資産総額に、年 0.336%(税抜年 0.32%)以内(当初設定日(平成 25 年 3 月 5 日)現在、年 0.336%(税抜年 0.32%)の率を乗じて得た額)
- ② 信託財産に属する株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の 42%(税抜 40%)以内の額。

##### <商標使用料等>

以下の金額が商標使用料としてかかります。

純資産総額に対し、年率0.0105%(税抜0.01%)の率を乗じて得た額

#### <ファンドの上場に係る費用>

本ETFにつき、以下の合計額が上場に関してかかります。

- ・ 新規上場料および追加上場料:新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.007875%（税抜 0.0075%）。
- ・ 年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大 0.007875%（税抜 0.0075%）。

※上記の他、新規上場に際して、52.5万円（税抜50万円）の上場審査料がかかります。

#### <申込手数料>

本ETFの追加設定のお申込みの際には、販売会社が独自に定める額をご負担いただきます。

#### <交換手数料>

本ETFの交換の実行を請求される場合には、販売会社が独自に定める額をご負担いただきます。

#### <信託財産留保額>

ありません。

#### <その他の費用>

- ・ 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・ ファンドに関する租税、監査費用等

※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。当該手数料の合計額については、投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※上記の費用の合計額については、投資家の皆さまが本ETFを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。